

令和2年2月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

## 令和2年2月定例教育委員会付議議案 目次

報告第 2号	専決処分の承認を求めることについて————— 1 (教職員(小・中学校)の内申について)
第 7号議案	臼杵市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について————— 2
第 8号議案	臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について ————— 3
第 9号議案	臼杵市社会人権・同和教育指導員設置規則の一部改正について—————4
第10号議案	臼杵市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領 の一部改正について————— 6
第11号議案	成年年齢引き下げに伴う成人式の取り扱いについて————— 7
第12号議案	令和2年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて————— 8
第13号議案	令和2年度臼杵市いじめ防止基本方針の改定について————— 9
第14号議案	令和2年度臼杵市奨学生の内定について————— 10

## 第7号議案

### 臼杵市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

令和2年2月26日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

### 臼杵市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

臼杵市立学校施設使用条例施行規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 教育委員会は、必要と認めるときは、施設の一部のみの使用をさせることができる。この場合において、当該一部使用に係る使用料は、条例別表に定める額と同額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

現行の条例・規則では、そもそも一部使用（1面ごとの貸し出し）の定めがなかったことから、規則第4条に「一部のみの使用」についての、使用料の取扱いを明記し、統一する必要があるため。

## 第 8 号議案

### 臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

臼杵市教育長に関する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 2 号の規定に基づき、議決を求める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

### 臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

臼杵市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年臼杵市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「人権同和教育室」を「部落差別解消推進・人権教育室」に改める。

別表の学校教育課の項第 12 号、第 13 号及び第 14 号中「人権同和教育」を「部落差別解消推進・人権教育」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

部落差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い、部落差別の解消及び様々な人権問題を解消し、差別のない明るい社会の構築をめざし、本市における教育及び啓発活動の推進に必要な体制づくりに必要であるため。

## 第9号議案

### 臼杵市社会人権・同和教育指導員設置規則の一部改正について

臼杵市社会人権・同和教育指導員設置規則（平成22年教育委員会規則第12号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

令和2年2月26日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

### 臼杵市社会人権・同和教育指導員設置規則の一部を改正する規則

臼杵市社会人権・同和教育指導員設置規則（平成22年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員設置規則

第1条中「社会人権・同和」を「部落差別解消推進・社会人権」に改める。

第2条第1号及び第2号中「同和地区」を「臼杵市」に改め、同条第3号中「同和」を「部落差別」に改め、同条第4号中「社会人権・同和」を「部落差別解消推進・社会人権」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 理 由

「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を受け、臼杵市では「部落差別の解消の推進に関する基本方針」を策定し、その方針に沿って臼杵市全体で部落差別の解消の推進に取り組んでいる。それに伴い、関係する人権に関する条例・審議会及び担当課の組織名称等を変更しており、本規則においても同様の改正を行いたい。

参考（臼杵市における部落差別の解消の推進に関連した名称変更）

条 例 臼杵市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例（旧）  
臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例（新）

審議会 臼杵市部落差別撤廃・人権擁護に関する審議会（旧）  
臼杵市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する審議会（新）

課 名 同和人権対策課（旧）  
部落差別解消推進・人権啓発課（新）

協議会 臼杵市人権・同和教育啓発推進協議会（旧）  
臼杵市部落差別解消推進・人権教育啓発推進協議会（新）

## 第10号議案

### 臼杵市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する 取扱要領の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）  
第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

令和2年2月26日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会訓令第 号

### 臼杵市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱 要領の一部を改正する訓令

臼杵市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領（平成17  
年臼杵市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「1年」を「6月」に改める。

様式第1号中「任意保険の証書の写し」の次に「(任意保険の証書がない場合は、  
契約内容を確認できるもの)」を加える。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

理 由

学校職員における出張等での自動車使用について、運転免許取得後の使用可能と  
なる時期を早め、提出が必要な使用車両の任意保険の証書における条件緩和を行う  
必要があるため。

## 第 1 1 号議案

### 成年年齢引き下げに伴う成人式の取り扱いについて

民法改正による成年年齢引き下げに伴う成人式の取り扱いについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 号の規定に基づき議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋 藤 克 己

### 成年年齢引き下げに伴う成人式の取り扱いについて

成年年齢を 1 8 歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」が令和 4 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、これまで開催してきた「成人式」の今後の取扱いについて、次のとおり提案する。

#### 提 案

1. 対象とする年齢は、本年度の新成人へのアンケート（9 0 %以上が 2 0 歳を選択）及び社会教育委員会議への意見聴取の結果を参考とし、成人式対象年齢を現行どおり 2 0 歳とする。
2. 開催日は、従前のおり「成人の日」（1 月第 2 月曜日）の前日に開催する。
3. 施行日は、令和 5 年より変更し施行する。